

当手乱妨狼藉・
放火之事、令停
止事、何々雖為
御人数、以此折
紙、可申理者也、

慶長五年

(池田輝政)

八月廿四日 三左衛門 (花押影)

(福島正則)

左衛門大夫 (花押影)

(更木)

さらき村中